

令和5年10月1日
横浜税関

税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について

税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署（以下「税関官署」という。）の管轄並びに税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について、「税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について（令和5年総掲示第3号）」による公告の内容を含めた現行のものは下記のとおりです。

記

- 1 関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号の規定に基づく税関長が指定する税関支署監視署は、千葉税関支署銚子監視署及び横須賀税関支署三崎監視署とする。
- 2 税関官署の管轄は、別表第1の管轄区域によるものとする。
- 3 税関官署の長に対して、関税法施行令第92条第2項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限以外に委任する権限は、別表第2のとおりとする。
- 4 税関官署の長に対して、関税法施行令第92条第2項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限のうち委任しない権限は、別表第3のとおりとする。

別表第1 税関官署の管轄

税関官署名	管轄区域
<p>仙台塩釜税関支署 石巻出張所</p>	<p>宮城県のうち 石巻市並びに東松島市のうちあおい一丁目から三丁目まで、赤井字相野佐野、赤井字有明、赤井字一本杉、赤井字川前、赤井字川前一から赤井字川前四まで、赤井字川前一番から赤井字川前五番まで、赤井字川南、赤井字北浦、赤井字北沖、赤井字北田、赤井字七反谷地、赤井字下新丁、赤井字上二番から赤井字上四番まで、赤井字新川前、赤井字新館前、赤井字新臂曲、赤井字新南、赤井字菅沼新田、赤井字関下、赤井字関の内一号、赤井字関の内二号、赤井字関の内四号、赤井字台、赤井字高田、赤井字館前、赤井字寺、赤井字照井浦、赤井字照井中、赤井字照井前西、赤井字照井前東、赤井字中二号、赤井字中浦、赤井字中新丁、赤井字中沼前、赤井字長谷浦、赤井字西田、赤井字西沼前、赤井字西谷地、赤井字八反谷地、赤井字東、赤井字東田、赤井字東沼前、赤井字臂曲、赤井字星場、赤井字南一から赤井字南四まで、赤井字南栄町、赤井字南新町、赤井字本谷、赤井字横関、赤井字横関二号、赤井字芳原、赤井字鷲塚、大塩字岩崎、大塩字後三郷、大塩字後三郷一番、大塩字後三郷二番、大塩字裏沢、大塩字裏谷地、大塩字大島、大塩字大島沖上、大塩字大島沖下、大塩字荻窪、大塩字小西、大塩字表、大塩字表沢、大塩字北、大塩字国見、大塩字小泉、大塩字五台、大塩字五台下、大塩字小分木、大塩字逆川、大塩字笹原田、大塩字清水沢、大塩字尻貝、大塩字新裏、大塩字新道、大塩字新餅田、大塩字竹の内、大塩字角柄、大塩字寺沢、大塩字寺前、大塩字天神堂、大塩字鳥の巣、大塩字中沢、大塩字中沢上、大塩字中沢下、大塩字新田道、大塩字畑中北、大塩字旗沢、大塩字引沢、大塩字樋口、大塩字樗木、大塩字古内、大塩字平田原、大塩字平田原下、大塩字朴倉、大塩字本地、大塩字本地一番、大塩字本地二番、大塩字前三郷、大塩字前峯、大塩字松木沢上、大塩字松木沢下、大塩字松木沢中、大塩字三ツ谷、大塩字緑ヶ丘一丁目から大塩字緑ヶ丘四丁目まで、大塩字南、大塩字餅田、大塩字矢返、大塩字山崎、大曲字家の下、大曲字浦田、大曲字貝田、大曲字上七丁、大曲字上台、大曲字川前、大曲字倉田、大曲字小脇浦、大曲字権右エ門下、大曲字堺堀、大曲字下七丁、大曲字上納、大曲字上納前、大曲字上納南、大曲字新溜、大曲字新田、大曲字堰北、大曲字関の内、大曲字堰の内南、大曲字堰南、大曲字台、大曲字寺沼、大曲字寺前、大曲字筒場、大曲字土手下、大曲字七下、大曲字新沼、大曲字西田、大曲字前田、大曲字前畑、大曲字道下、大曲字南浜、大曲字宮田、大曲字宮前、大曲字櫓前、大曲字弥治右エ門、大曲字横沼、小松字池の内、小松字伊勢浦、小松字伊勢前、小松字後塚、小松字梅堀、小松字御上新田、小松字沖砂利前、小松字上浮足、小松字上砂利田、小松字上塚田、小松字上二間堀、小松字神前、小松字上前柳、小松字庚申、小松字小松台、小松字里前、小松字沢田前、小松字柴、小松字下浮足、小松字下砂利田、小松字下田、小松字下二間堀、小松字下前柳、小松字堰の内、小松字堰下、小松字鷹の池、小松字館下、小松字館前、小松字塚田、小松字中浮足、小松字中江下、小松字中砂利田、小松字稔田、小松字念仏壇、小松字前田、小松字明神下、小松字向田、小松字村谷地、</p>

	小松字谷地、小松字柳田、小松字養閑、小松字若葉、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本字赤松、矢本字穴尻、矢本字板取、矢本字一本杉、矢本字裏町、矢本字大溜、矢本字大林、矢本字笠松、矢本字鎌沼、矢本字上河戸、矢本字上沢目、矢本字上館下、矢本字上新沼、矢本字河戸、矢本字北浦、矢本字弘法、矢本字五反田、矢本字寿町、矢本字栄町、矢本字作田浦、矢本字沢目、矢本字三間堀、矢本字三本松、矢本字鹿石前、矢本字四反走、矢本字下浦、矢本字下立沼前、矢本字下前、矢本字新町、矢本字関の内、矢本字太子前、矢本字滝前、矢本字館下、矢本字立沼、矢本字立沼浦、矢本字立沼前、矢本字寺前、矢本字道地浦、矢本字道地下、矢本字鳥子、矢本字中田、矢本字中谷地、矢本字七ツ堀、矢本字新沼、矢本字西新町、矢本字二反走、矢本字沼下、矢本字沼南、矢本字野中、矢本字蜂谷浦、矢本字蜂谷前、矢本字蛭坪、矢本字不動前、矢本字町浦及び矢本字南浦並びに牡鹿郡
仙台塩釜税関支署 気仙沼出張所	宮城県のうち 気仙沼市及び本吉郡
小名浜税関支署 相馬出張所	福島県のうち 相馬市、南相馬市及び相馬郡
小名浜税関支署 福島空港出張所	福島県のうち 須賀川市及び石川郡玉川村のうち、福島空港
鹿島税関支署 日立出張所	茨城県のうち 水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市及び那珂市並びに東茨城郡のうち大洗町及び城里町、那珂郡及び久慈郡
鹿島税関支署 つくば出張所	茨城県のうち 土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市及び小美玉市（百里飛行場を除く。）並びに東茨城郡のうち茨城町、稲敷郡のうち阿見町、結城郡、猿島郡及び北相馬郡
鹿島税関支署 茨城空港出張所	茨城県小美玉市のうち 百里飛行場
横浜税関 宇都宮出張所	栃木県
千葉税関支署 船橋市川出張所	千葉県のうち 市川市（原木及び原木一丁目から原木四丁目までを除く。）、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市
千葉税関支署 木更津出張所	千葉県のうち 館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市及び南房総市並びに安房郡
千葉税関支署 姉崎出張所	千葉県のうち 市原市のうち、五井海岸、五井南海岸、千種海岸、姉崎海岸、岩崎、岩崎西1丁目、玉前、玉前西1丁目から玉前西3丁目まで、出津西1丁目、松ヶ島、松ヶ島1丁目及び松ヶ島2丁目、松ヶ島西1丁目、青柳、青柳1丁目から青柳3丁目まで、青柳北1丁目から青柳北4丁目まで、今津朝山及び千種1丁目から千種7丁目まで並びに袖ヶ浦市

横浜税関 大黒埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市鶴見区（川崎税関支署の管轄に属する地域を除く。）
横浜税関 本牧埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市中区のうち、新山下一丁目から新山下三丁目まで、本牧ふ頭、錦町、かもめ町、豊浦町（1番、1番2及び13番を除く。）、南本牧、本牧十二天、本牧原、本牧宮原、本牧元町、本牧大里町及び本牧三之谷
横浜税関 川崎外郵出張所	神奈川県川崎市川崎区東扇島のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
千葉税関支署 銚子監視署	千葉県のうち 銚子市、旭市（秋田、秋田惣掘番外、入野、入野番外、大久保、鎗木、神田、櫻井、さくら台、清和乙、清和甲、関戸、関戸下、東和田、長部、舟戸、萬歳、萬歳惣掘乙、萬歳総掘番外、萬歳番外、萬歳番外乙、萬力、萬力総掘番外乙、萬力総掘番外甲、溝原、南堀之内及び米込を除く。）及び匝瑳市並びに山武郡横芝光町
横須賀税関支署 三崎監視署	神奈川県のうち 三浦市

(2) 法第41条の3(指定保税地域にある外国貨物を管理する者の関税の納付義務)の規定																			
(3) 上記(1)及び(2)以外の規定。ただし、下記の規定を除く。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ 法第35条(税関職員 の派出)の規定																			
ロ 法第39条(指定保税 地域に搬入すること ができる貨物の指定) の規定																			
ハ 法第41条(指定保税 地域取消後の貨物の 蔵置期間の指定)の規 定																			
4 法第7章(収容及び留置) 中次に掲げる規定に基づく権限																			
(1) 法第86条(旅客等の携 帯品の留置)の規定						○	○	○	○	○		○		○					○
(2) 法第87条(原産地虚偽 表示等貨物の留置)の規 定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 法第9章(雑則) 中次に掲げる規定に基づく権限																			
(1) 法第95条第3項から 第7項まで(税関事務管 理人)の規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 法第101条(手数料の 軽減又は免除)第1項中 指定保税地域に係る手 料の軽減又は免除の規 定			○	○															
(3) 法第101条第2項の規 定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 法第101条第3項の規 定						○	○	○		○					○				○
(5) 法第102条の2(災害 等による手数料の還付、 軽減又は免除)の規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 法第106条(特別の場 合における税関長の権 限)第1号の規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 法第11章(犯則事件の調査及び処分) 中次に掲げる規定に基づく権限																			
(1) 法第134条(領置物件 等の還付等)の規定	○					○	○	○	○	○		○		○					○
(2) 法第146条(税関長の 通告処分等)の規定	○					○	○	○	○	○		○		○					○

(2) 上記(1)以外の規定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 相互防衛援助協定の実施に伴う特例法の規定に基づく権限																
全部の権限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 自家用自動車通関条約の実施に伴う特例法の規定に基づく権限																
全部の権限	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 コンテナ条約の実施に伴う特例法及び同法施行令の規定中次に掲げる規定に基づく権限																
(1) 同令第13条の規定	○	○	○							○	○		○		○	
(2) 上記(1)以外の規定。ただし、下記の規定を除く。 イ 同法第14条(設計型式により承認されたコンテナへの条約等の適用等)の規定 ロ 同法第20条(犯則事件の調査及び処分)の規定 ハ 同令第11条の規定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 ATA条約の実施に伴う特例法及び同法施行令に基づく権限																
全部の権限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 輸徴法及び同法施行令中次に掲げる規定に基づく権限																
(1) 同令第30条第1項第1号に掲げる権限の全部	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 同令第30条第1項第1号に掲げる権限のうち、同法の規定(同法第11条第5項ただし書(滅却)、第12条(船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税)、第17条第2項(廃棄)及び第21条の2第2項から第4項まで(保税地域からの引取りに係る納税管理人)を除く。)に基づく権限以外の権限															○	

注1 税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署欄中、○印はその区分が委任されていることを示す。

注2 別表第2及び別表第3における関係法律の略称は、それぞれ次による。

- (1) 関税法(昭和29年法律第61号)……………法
- (2) 関税定率法(明治43年法律第54号)……………定率法
- (3) 関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)……………暫定法
- (4) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号)……………地位協定の実施に伴う特例法

- (5) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 29 年法律第 112 号）……相互防衛援助協定の実施に伴う特例法
- (6) 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 39 年法律第 101 号）……………自家用自動車通関条約の実施に伴う特例法
- (7) コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 46 年法律第 65 号）……………コンテナ条約等の実施に伴う特例法
- (8) 物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 48 年法律第 70 号）……………
……………A T A 条約の実施に伴う特例法
- (9) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）……………輸徴法

別表第3 関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限のうち委任しない権限

	税関出張所				税関支署出張所										税関支署 監視署	
	宇都宮	大黒埠頭	本牧埠頭	川崎外郵	石巻	気仙沼	相馬	福島空港	日立	つくば	茨城空港	船橋市川	木更津	姉崎	銚子	三崎
1 法第2章（関税の確定、納付、徴収及び還付）及び第6章（通関）の規定に基づく権限関係																
(1) 定率法第15条第1項第1号に掲げる学術研究用物品で同条の免税が認められるものの輸入手続きに係る権限					/	/	/		/			/	/	/	/	/
(2) 定率法第15条第1項第8号に掲げる航空機機器等で同条の免税が認められるものの輸入手続きに係る権限					/	/	/					/	/	/	/	/
(3) 定率法第15条第1項第9号に掲げる物品で同条の免税が認められるものの輸入手続きに係る権限		/	/		/	/	/		/			/	/	/	/	/
(4) 定率法第19条第1項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続きに係る権限		/	/													
(5) 定率法第19条の2第2項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続きに係る権限		/	/													
(6) 暫定法第4条の規定により免税が認められる航空機及びその部分品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦で製作困難と認められるもので政令で定めるものの輸入手続きに係る権限					/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/

2 法以外の関税に関する法令の規定中、関税の賦課及び徴収並びに関税法第6章の規定による手続の際にされる処分に係る規定に基づく権限関係															
(1) 法の規定に基づく権限関係で前記1(1)から(3)まで及び(6)から(9)までにより制限される事項に係る権限	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3 輸徴法及び同法施行令中次に掲げる規定に基づく権限															
(1) 輸徴法第6条(引取りに係る課税物品についての申告、納付等の特例)第3項の規定に基づく権限	/	/	/	/						/		/		/	
(2) 輸徴法第7条(郵便物の内国消費税の納付等)の規定に基づく権限	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(3) 前記1及び2により委任が制限される権限に基づく処分の対象となる事項に係る内国消費税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

- 注1 税関出張所、税関支署出張所及び監視署欄中、斜線はその区分が委任されないことを示す。
- 注2 別送品の通関手続に係る権限を除く。
- 注3 積込承認を行った外貨船用品(燃料に限る。)を、当該承認を行った税関官署において不用船用品として国内に引き取る場合の輸入手続に係る権限を除く。